

設置義務者である管理権原者は防火管理者に防火管理に係わる消防計画に於ける自衛消防組織の業務について、おおむね下記の事項について定めなければなりません。

(消防法施行令第4条の2の6、消防法施行規則第4条の2の10第1項、第2項)

- ① 自衛消防組織が行なう業務に係わる活動要領に関する事
- ② 自衛消防組織の要員に対する教育、訓練に関する事
- ③ その他業務に関し必要な事項

また、自衛消防組織を共同設置している場合上記に加えて下記事項も定めなければなりません。

- ① 自衛消防組織に関する協議会の設置、運営に関する事
- ② 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事
- ③ 業務を行なう防火対象物の範囲に関する事
- ④ その他業務に関し必要な事項

